

令和4年度予算審査特別委員会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和4年3月7日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町役場大会議室
3. 開 議 3月8日（火）午前9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 出 席 委 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 富 永 やよい | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 兼 山 益 大 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 議長  | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠 席 委 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため委員会に出席した者の職氏名

|             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 町           | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町         | 長 | 今 岡 寛 之 |
| 教 育         | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部       | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部       | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部   | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部       | 長 | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次       | 長 | 森 山 真 文 |
| 水 道 担 当 参 事 |   | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次 長   |   | 門 前 誠 司 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 財 政 課 長     | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長     | 中 村 修 介 |
| 税 務 課 長     | 松 井 良 哲 |
| 住 民 課 長     | 近 森 茂   |
| 長 寿 保 険 課 長 | 岩 本 宏 美 |
| 上 下 水 道 課 長 | 木 村 生 栄 |
| 建 設 部 付 課 長 | 早稲田 誠   |

(地方公営企業法適用化担当)

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 生 涯 学 習 課 長     | 中 下 義 博 |
| 学校教育課教育指導監      | 松 本 孝 司 |
| 収 税 対 策 室 長     | 岡 田 隆 弘 |
| 税 務 課 主 幹       | 日 高 博 之 |
| 学 校 教 育 課 主 幹   | 小 村 孝 広 |
| 学 校 教 育 課 主 幹   | 立 田 春 美 |
| 海 田 公 民 館 長     | 小 谷 幸 子 |
| 海 田 東 公 民 館 長   | 吉 川 寛   |
| 海 田 町 立 図 書 館 長 | 片 岡 亜由美 |

~~~~~○~~~~~

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査 | 水 野 啓 太 |
| 主 任 | 辻 千奈美 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 付 託 案 件

第 11 号 議 案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

第 12 号 議 案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

第 13 号 議 案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 14 号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 号議案 海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 号議案 海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 18 号議案 令和 4 年度海田町一般会計予算
- 第 19 号議案 令和 4 年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 第 20 号議案 令和 4 年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 第 21 号議案 令和 4 年度海田町介護保険特別会計予算
- 第 22 号議案 令和 4 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 23 号議案 令和 4 年度海田町水道事業会計予算

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○委員長（宗像） 皆さんおはようございます。これより予算委員会を始めさせていただきます。本日も朝早くから大変御苦勞様でございます。ただいまの出席委員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日は、教育委員会の関係の審査から行います。ここで皆様をお願いをしておきます。質疑は原則一問一答、一般質問や演説にならないよう簡潔をお願いいたします。また、執行部の方にもお願いをしておきます。答弁は、質疑の趣旨に沿って簡潔に要領良く、分かりやすく適正に行い、メモを取るなど、答弁漏れがないようお願いいたします。なお、答弁の際には挙手の上、職名を名乗っていただきますようお願いいたします。また、今、コロナまん延防止が解けたとはいえ、まだまだコロナの感染者が発生しております。マスクの着用はよろしく、できる限りマスクを着用されるようお願いいたします。

それでは、第 18 号議案、令和 4 年度海田町一般会計予算を議題とします。まず、各部署の主な新規・拡充事業について、執行部より説明を求めます。教育次長。説明につきましては、着座のまま説明を行ってください。

○教育次長（森山）座って説明をさせていただきます、失礼いたします。それでは資料 35、令和 4 年度予算の主な新規・拡充事業等の 27 ページをお願いいたします。トイレ改修工事について説明をさせていただきます。1 の目的でございますが、学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の衛生環境の向上を図るため、トイレの洋式化・乾式化等の改修工事を行うものでございます。2 の内容でございますが、来年度は海田小学校南校舎トイレ改修工事实施設計業務、海田南小学校校舎トイレ改修工事、海田中学校校舎トイレ改修工事再積算業務でございます。3 の改修工事の概要でございますが、以下のような機能について整備をしております。4 の令和 4 年度の予算額でございますが、歳入につきましては、海田小学校南校舎トイレ改修の実施設計業務、海田南小学校校舎トイレ改修工事が緊急防災・減災事業債の対象となるため充当率 100 パーセント、交付税措置 70 パーセントの歳入となります。歳出につきましては、以下のとおりとなっております。中学校トイレ改修事業の海田中学校校舎トイレ改修工事再積算業務につきましては、令和 5 年度予算に工事を計上する際に、資材等の値段の変動を考慮し、見積りを再積算するものでございます。

続きまして 28 ページをお願いいたします。学校給食の公会計化について説明をさせていただきます。1 の目的でございますが、学校給食費を海田町の会計に組み入れる公会計化制度を採用することで、教職員の負担軽減を図るとともに、学校給食費の収納率の安定、向上を図ることを目的としております。2 の内容でございますが、一つ目に、保護者が支払う学校給食費を歳入予算に計上し、徴収管理業務を行います。二つ目に、学校給食に使用する食材を歳出予算に計上し、食材納入業者への支払いを行います。3 の令和 4 年度予算でございますが、まず歳入としまして、雑入に、総額 1 億 5,348 万 8,000 円を計上しております。歳出としましては、同額の 1 億 5,348 万 8,000 円でございます。主な効果としましては、業務管理を一括してシステムで行うことにより、業務の効率化が図れる等、以下の記載のとおり効果が見てとれるというふうに期待をしております。

続きまして、29 ページをお願いいたします。海田南小学校水泳指導の委託について説明をさせていただきます。1 の目的でございますが、海田南小学校のプールが老朽化しているため、水泳指導について民間業者への委託をすることにより、今後の学校プールの維持管理・改修や円滑な水泳指導の実施について検証を行うものでございます。内容でございますが、業務委託により安全なプール施設環境や移動手段を確保し、民間プール施設を活用して水泳指導の一部を実施します。今回の委託による効果や影響等を検証

し、令和5年度以降の学校プールの在り方について検討していくものでございます。3の令和4年度予算額としましては、水泳指導委託料としまして、見積り額、385万円を予定しております。4の主な効果でございますが、以下の5点を記載しております。その他としまして、各小学校のプールの状況を記載しております。

続きまして、30ページをお願いいたします。子供の予防的支援構築事業に係る校務支援システムの機能追加についてを説明させていただきます。1の目的でございますが、広島県のモデル市町として、こども課が実施する子供の予防的支援構築事業について、AI、人工知能を活用した児童虐待等のリスク予測を行うシステムを構築するとともにリスク予測を参考とした子どもや家庭への支援を行う体制を構築するため、校務支援システムに必要な機能を追加するものでございます。校務支援システムに追加する機能としましては、虐待チェックリストを追加していきます。令和4年度の予算額としましては、システム追加料、事業委託料としましてシステム追加に137万3,000円を計上しております。主な効果としましては、リスクを抱える町内在住の子どもを漏れなく把握し、関係者間で共有するとともに必要なタイミングで必要な支援を確実に届けるよう、リスクを抱える家庭環境について、機械に学習をさせることにより、学習モデルから将来のリスクについての可能性がある家庭を早期発見することを狙っております。以上で、学校教育課分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（宗像）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）それでは、クラシックコンサート事業、拡充について御説明をいたします。31ページのほうをお願いいたします。1の目的でございますが、身近な場所で、質の高い音楽に触れる機会を提供するクラシックコンサート事業といたしまして、従来から開催しておりますエクシモン弦楽四重奏団演奏会に加えまして、一般財団法人地域創造と共催で公共ホール音楽活性化事業を実施することで、織田幹雄スクエアのホール利用を活性化し、担当職員の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資するものでございます。2の内容でございますが、（1）に挙げております従来のものに加えまして、（2）に示しておりますとおり、織田幹雄スクエアホールでのクラシックコンサートを1回、学校や福祉施設でのミニコンサート等を1日につき2回の計4回行うものでございます。3の予算額につきましては、クラシックコンサート事業全体では120万3,000円で、そのうち、今回拡充をします公共ホール活性化事業分は36万5,000円となります。経費的には、一般財団法人地域創造が、演奏者・コーディネーターの謝

金、交通費、宿泊費などの大部分を負担することとなっており、町では、東京で行われる全体研修の旅費、チラシ、ポスター等の広報費、町内での楽器運搬にかかる費用、著作権料などを負担することとなっております。なお、先ほど御説明いたしましたが、織田幹雄スクエアホールのコンサートは入場料を有料とすることが補助の条件になっておりますことから、雑入、諸収入のほうで入場料を 10 万円、また、学校のほうでもミニコンサートをするとなれば、ピアノの調律代のほうが負担金として入ってまいります。その分を雑入のほうで予算計上しております。4 の主な効果でございますが、町民の方に優れた芸術を提供できる機会が増える。織田幹雄スクエアホールの活用などが期待できるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（宗像）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田委員。

○委員（多田）まず、トイレの改修なんですけど、南小のトイレが改修された後には、洋式化率というのは幾らぐらいになる予定なんでしょうか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）海田南小学校の改修によりまして、約 60 パーセント程度となります。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）次に南小の水泳指導なんですけど、バスで送迎をされることになってますが、この送迎時間、行ったり帰ったりする時間、移動時間については、これ、授業時間に含まれるのか、若しくは、休憩時間みたいな形になるのか、そこの扱いはどのようなんでしょうか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）プールの移動時間につきましては、2 時間を 1 単位として、その中の指導時間が 45 分から 50 分程度、それ以外のところが移動時間、着替え等になりますので、2 時間の中で、授業扱いの中で移動も含めたことを考えております。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）それとですね、バスで送迎するわけですから、その安全について、児童の安全についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）バスの運行につきましては、委託先ですね、プールの管理業者が持っているマイクロバス等を利用して行うことになります。移動等の責任につきましては、

委託業者のほうで管理をすることとなっております。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）それは分かってるんですよ。ですからバスの運行について、安全責任は、それは業者にあるでしょう。あるんでしょうが、町として、教育委員会としてよね、教育委員会として、児童の安全について、例えば、保険をかけるとか、そういった、そのフォローができるんかどうか、そこをお聞きしたんですが。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）はい、現状のところですね、仕様書内に、事故による児童生徒のけが等がもし起きた場合には、業者等の責任で担保するようになっておりますので、現状として別途保険をかける等は考えておりません。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）いや、やっぱりね、業者ももちろんそうなんでしょう。バスそのものにも搭乗者保険かかっているかも分かりません、かかっているでしょう、おそらく。ただ、やっぱり町として、教育委員会としてですよ、子どもたちを外へ出すわけですから、ある程度、スポーツ保険みたいな保険をかけるべきだと思うんですけど、これちょっと、一般質問になっちゃいけないので。そういう考えがあるかどうかをお聞きします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）まず、学校の管理下の移動になりますので、遠足等も含めてですね、スポーツ振興センターの学校の管理の保険の中の適用範囲内になるかと思います。状況によりますので、来年度の検証によりまして必要であればかける方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）それと、今回、検証という形をとられておりますので、この他の小学校、特に西小なんか古い、南小より古いわけですから、他の小学校について今後の予定があるのかどうか、お聞きします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）来年度の南小の実施状況等見まして、今後、ほかの学校に広げるかどうかの検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（宗像）多田委員。

○委員（多田）もう一つ、南小のプール、今回撤去されるわけですが、撤去した後、この

跡地利用についてどのようにお考えですか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）プールの委託業務につきましては、あくまでも検討、検証ということで来年度行いますので、まだプールを廃止するとかですね、それから跡地利用を考えるとかいう段階ではございませんので、その点については今後、どうしていくかということを検討してまいります。

○委員長（宗像）崎本委員。

○委員（崎本））わし、ちょっとひっかかって今、言うんじゃがね、学校側は、児童を保護者から預かっちゃうんじやろう。それを、水泳教室やるのに、水泳教室のスイミングクラブか何か知らんが、それに児童を任せたらその責任じゃちゅうのは、ちょっと教育委員会として、私は、海田町の教育委員会で児童を預かったらね、それは、どこへ預けようが、責任持って海田町が児童を預かった限りは、せにゃいけんのよ。ほじゃから今後考えますいうて予算計上するようなことはね、ちょっと、わしや、人道的に、ちょっとやばいんじゃないかの思うんじやがの。やっぱり預かった以上は、よそへあれしようにこれしように、家へ帰るまでは学校責任じゃから、きちっとそれを自覚してやらんかったらねえ、それは保護者も安心して、今みたいな答弁があったらね、保護者も安心して預けられんど。そこらもうちょっとねえ、答弁を考えて言わんかったらの。大事な子どもじゃけえ。もう一つ答弁お願いします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）議員御指摘のようにですね、学校管理下におきましては、児童生徒は、教育委員会それから所管する学校の責任の中で行っているものでございます。当然授業もですね、その一端でございます。先ほどはですね、補償というところの部分に焦点を当てて、業者との折衝の中で何がどう使えるかというところで話をさせていただきました。全般の業務等の、それから授業指導等の責任につきましては、教育委員会又は学校のほうが責任をとるものでございます。

○委員長（宗像）崎本委員。

○委員（崎本））言い訳はやめなさいいうんじやが。そうじゃない、よそに預けてもそうじやろう。最終的には海田町が責任を持たんにゃあいけんのよ。それを覚悟の上でせんかったらね、今みたいな言い訳みたいな答弁は駄目よ。あくまでもあなた方が責任持って児童を預かっちゃうんだから。最後まで責任はあんたらにあるんじやから、それを自覚

せんかったら駄目よ。どうかいの。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）責任を持って業務のほうを遂行させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長（宗像）学校が預かって、どこで授業をしようと、それは学校の責任ですから、それについては、教育委員会の責任になりますので、その辺については、しっかりと、事業をやって、事業といって、受ける授業じゃなくて、いろんな事業を行うときにもその辺をしっかりと認識した上で、それからその対応も考えた上でやっていくよう、よくお願いをしておきます。はい。ほかに質疑ございますか。佐中委員。

○委員（佐中）2点ほどお尋ねします。給食の問題で、支払い困難な場合、税であれば徴税法が適用されるとかあるわけですが、これは民法上の、そういう、支払い義務が生じて、支払い困難な場合の、強制執行というような、そういう意味で、滞納があった場合の措置、これはどうするのかお尋ねします。

○委員長（宗像）財政課長。

○財政課長（吉本）債権管理についてのお尋ねでございますが、本町におきましては海田町の私債権管理条例、こちらを令和3年4月1日から施行しておりまして、学校給食債権についてもこの対象となります。債権管理におきましては、まず納付資力を的確に見極め、資力があるにもかかわらず納付されない債務者に対しては、厳格に対処する。一方で、徴収困難債権、真にやむを得ないと認められる場合については、債権放棄を行うように条例で規定しておりますので、それは個別の案件に応じて適正に対応してまいります。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）債権の問題については、私債権と公債権が発生すると思うんですが、どちらになって、時効の年数が決まってくるわけで、それはどういうふうに判断するんですか、お尋ねします。財政課長。

○財政課長（吉本）学校給食債権につきましては、私債権のほうに位置付けられまして、その時効については、現行民法において、権利を行使することができることを知ったときから5年間又は権利を行使することができる時から10年間と定められております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）分かりました。次に、南小の水泳の問題で、ここに42年経って老朽化して

いるという、どういう老朽化をしているのか。他のプールから見たら、もう南小のプールは3方がもう固い、どういうんか、周りがですね、囲まれておって、片方だけが加工してある、強く加工しなければ、プールとして維持ができない、例えばコンクリートの劣化なのかどうか、それによって使うことができないのか、それを先に聞きます。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）近年の劣化状況で言いますと、コンクリート床面であつたりですね、それから、プール建屋等におきまして、ひび割れとか、壁面がはげたり、それから、地下の配管に至ってはですね、水漏れの箇所があつたりということで、かなり老朽化した状況でございます。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）一般質問にならんようにしますけども、子ども優先で、先ほどから出ておるように、子ども中心のそういう教育の位置付けを持って、使いやすく、優しく、教育環境を整えていく、これが教育委員会あるいは町の一番の責務だと思うんですよね。ところが、今のいう、将来にわたって、では、たちまちはこれでもいいと思いますが、将来にわたって、プールを使うようにするのか、廃止をして、こういう代行で教育に支障がないような、そういう、水泳教育ですよね、それをするのかどうか、お尋ねします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）今後のプールの継続等についての在り方についての御質問だと思いますけども、来年度、このプール委託事業を行うことによってですね、持続的なものとして民間の施設が活用できるかどうかをまず検証してまいります。それによりまして、持続が困難ということとなりますと、今の施設を、やはり、大規模改修等を行ってですね、使える状態にしていけないといけないというところの判断を来年度以降の検証の中で行っていきたいというふうに思っております。町内でいきますと、海田西小学校、海田南小学校が45年近くになっております。海田小と海田東につきましては45年経った時点ですね、プール改修を行って現在10年経ってない状況でございますので、継続して使う予定としております。やはり維持管理と、それから、工事コストが2億円近くかかるということもございまして、どちらのほうが環境的に適切であるか、維持可能であるかということを検討した上で、今後の方向性を考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）あそこは土砂災害の一番危険な、学校としては、箇所なんですね。将来、今、一時的にこれをやるのか、もう、半永久的に、こういう措置をとってやるのか。そうした場合に、四つの小学校の中で一番、この水泳に対する問題、中学校は二つあるのに一つしかないし、南小もこうして修理をするのをためらって、一番被害を受けるのは、やはり子どもだと思うんですよね。その場合の検討をするということなんですけども、基本的には、一時的にこういう処置をするのか。将来にわたって、半永久的にこういう、バスを借り切ってよそにするのか、どうなるのか、そこをお尋ねします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）この度の検証は、全国的にいろんな地域においてですね、民間プールを活用した授業例、要するに学校のプールを改修せずに民間事業者に半永久的に委託するという形で移行されてる地域、学校が、全国にはございます。そのような例を参考としまして、この度検証するものでございます。地域性を以って、移動とか維持管理、継続が難しいということになれば当然、改修ということにもなりますけども、来年度以降の状況によつての判断ということになってくるかと思います。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）授業でプールを使うということになれば、こういう形ですね。夏休みに、各小学校、四つあるけど三つは、夏休み中、開放するところがあるわけですが、南小はこの扱いについて、民間に委託するのか、それとも、中止して、あっさりこの授業だけにするのか、そこら辺をお尋ねします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）現在、生涯学習課のほうでプール開放事業ということで今年度も予算を計上しておりました。今年度までは、コロナということで、夏休みのプール開放を行っていませんでした。で、今年度、昨年度以来ですね、保護者の方からですね、夏休みのプール開放について、保護者の引率とか監視管理っていうところが負担になるということで、プールの夏休みの開放をですね、中止にしたいという申出等がありまして、PTAの連合会で協議していただいて、そちらの方向になっておりますので、来年度以降、夏休みのプール開放は行う予定はございません。

○委員長（宗像）兼山委員。

○委員（兼山）水泳指導のところで、インターネットでしか確認はしてないんですけど、そういった事例のある学校をちょっと見てみましたが、ここに書いてある内容で、いわ

ゆる、泳法、泳ぎ方の指導を民間のほうに委託して、それ以外の、ここに書いてある水泳指導の一部を実施するということは、多分、泳法、泳ぎ方だけの指導をして、私の経験上ですけど、体操服のまま泳いでみたり、着衣泳法というんですけど、そういったことが、浮くものが何かないとかですね、もし溺れたらいけないっていう、そういうところの部分の指導は、どのようにするのかなというところが一部っていうところにかかってくるのかと思うんですけど、その答えをお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）水泳指導の一部を実施するという一部というところの中身でございまして、水泳指導全般につきましては、民間委託の水泳指導者について行うので、この一部というのはですね、大体、年間、小学校でいきますと、プール指導が 10 時間程度予定をされております。その中の、ここでいきますと 3 回ということで、6 時間分が民間施設を利用する。残り 2 時間をですね、まだ、学校の現状のプール、水を張れば使えますので、その部分の 2 回をですね、学校で行うということで、来年度は、3 回と 2 回に分けるという部分の一部というふうに今考えております。

○委員長（宗像）下岡委員。

○委員（下岡）30 ページの児童虐待のリスク予測のシステム導入なんですけど、主な効果のところ、リスクを抱える町内の子どもを漏れなく把握して関係者間で共有するとあるんですけど、この関係者というのは、誰、どこまでの範囲を指すのかお尋ねします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）この関係者間というところは、あくまでも事業母体が、昨日もあったかと思うんですけど、保健福祉部のこども課のほうとの共同での事業となりますので、福祉保健部局等の虐待担当であったりとか、それから、状況によって警察等もお願いをしたりということです。あと、ケースワーカーであったりということで、西部子ども家庭センターであったり、学校から情報提供を行うことが主ということになりますけども、関係者ということであればそういうふうな、担当の者となります。

○委員長（宗像）下岡委員。

○委員（下岡）今ね、児童虐待で保護者等が逮捕されたりというケースがあるんですけども、そういったケースなんか見ると、一番やっぱり、身近で分かりやすいのは、地域、近所の方がですね、一番分かりやすいんですよね。ここで漏れなく把握するということになるとね、今、次長が説明したのは、行政の方であるとかですね、それとか、そうい

う関係の方なわけですね。そういう方で共有してですね、果たして防げるのかと。児童虐待をね。やっぱり今言った地域、身近な近所の方なんかを、やっぱり共有しないとね、防げないんじゃないかと、漏れなく把握したってですね、今の行政の人なんかは逐一状況把握なんかできないわけですから、そこはどうなんです。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）まず、学校というところの状況を見ますと、家庭環境において虐待が行われてたりという状況というのは、比較的、義務教育の中では把握をしやすいというか、これまでも、学校のほうへ子どもが来て、子どもが申出をしたことによる虐待の状況の把握ということは、かなり多くの率でございました。地域の方に対してということではですね、今後の検討になろうかと思えます。個人情報等の管理があつてですね、全てを地域の方へということになりますと、情報の管理自体が難しくなってくるということで、現状では学校とそれから行政機関等々の中での情報共有ということで考えております。

○委員長（宗像）下岡委員。

○委員（下岡）ということで、このシステム自体が全国的にそうなんだろうと思えますけどね、漏れなく把握して、予防効果を高めようとしたらですね、今言ったように、子どもが学校に来てその状況だと言うけど、児童虐待されている子どもがね、来て、先生なんかには果たして言うか。それ言えば、また先生から親のほうへ言って、親からまた虐待がひどくなると思ったら、子どもは学校へ来て言わないでしょう。ね。だから、早期に発見するという意味で言うたら、家庭で児童虐待が起きてるわけだから、その最も近いところとなったら、地域ですよ。近所。それは、早急にね、そういう予防体制、確かに今言われるように、個人情報の問題があるから、広く情報を広めることはできないですけども、何らかの方法でそれを入れないとね、なかなか、児童虐待はならないし、全てを把握するということにはならないと思うんで、もう一度、教育長、どう考えておられるのか。今のところ、ね、非常に重要なポイントだと思うんで、地域をどう活用していくか。お答えください。

○委員長（宗像）教育長。

○教育長（佐々木）おっしゃるとおりでございまして、100 パーセントできるかどうか、したいんですけど、なかなか、昨今の状況を見ているとできていないという残念な学校がありますけど、我々としてはですね、地域から一番多いのが、学校、次に、こども課

への通報があります。この通報を見逃さずに、些細なものも取上げてやっていくのがまずは一番大事なかと。それともう一つは、住民さんに対しましてね、ここへバッチがありますけど、虐待防止ということをみんな啓発していくということで、海田町の時計台にも、今、メッセージがありまして、地域の目が地域を守るんですと、というようなメッセージありますけど、それらを啓発していくことが同時に必要ではないかと思います。まずは、漏れなく、本当、些細なことも取り上げて、こちらで過小評価しないでやっていくことが一番大事かと思っていますので、取り組んでまいります。

○委員長（宗像）下岡委員。

○委員（下岡）次に、28ページの学校給食の公会計化で、これ、食材費を予算計上するということなんですけども、簡単なことなんですけども、集めるときは学校給食費で集めて、払うときはですね、小学校と中学校で名前が違う、小学校の場合、自校調理、中学校は給食センターだから、こういう表現になってると思うんですけども、小学校は賄材料費、中学校は負担金となってるんですけども、早く言えば、食材費なわけですから、これ、賄材料費で統一ということはできないのか。お尋ねします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）中学校給食費につきましては、一昨年来広島市の給食センターを活用させていただいて、行っているところでございます。負担金という文言につきましては、一旦広島市の会計に組み込む、入れていただくということで負担金ということで処理をさせていただいております。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）海田南小学校の水泳の指導については、ほかの議員からもいろいろ御指摘があるところなんですけれども、ここに、水泳指導の委託っていうことについては、先ほど多分、兼山委員が言われたように、泳法のところの指導をメインに考えられてるんだろうと思うんですね。そこについては分かるんですけども、その目的のところに、プールの老朽化というふうに書いてあったり、今後のプールの維持管理の改修について、これについても検討するというふうに書いてあるんですけども、今後の方針として、確かプールは、防火でしたっけ、ため池の機能も持たせているし、先ほど言われた、それ以外の学校でのプールの指導っていうふうにも入ってるんですけども、これは何について検討されるのかなあと、検証、外部委託したら、子どもたちが、泳法が上手になるという検証されるのか、それとも、老朽化とか、維持管理の改修の検証の、この関係

性がちょっと分からないので、もう少し御説明お願いいたします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）委員御指摘のとおりですね、両面ありまして、子どもたち等については、施設が衛生的で指導者も専門的であるというところの部分の検証というところでございます。もう一つは、施設状況が、先ほども言いました45年から50年ぐらいがプールの老朽化の、だいたい限度というところで、もし、プール委託ということが半永久的に難しいということであれば、プールを改修してきれいにするというふうなところへもシフトしていかないといけないので、その両面の検証ということでございます。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）じゃ、ここについては、もし、外部委託の水泳指導がうまくいったら、水泳用のプールという活用は、しなくなるという考えでよろしいでしょうか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）その点につきましても、今後検証等を行っていくものでございます。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）あともう1点、先ほど来出ている、子どもの安全管理についてなんですけれども、プールの管理事業者については、受益対象というのが、やっぱり自分たちを守るところっていうのが、受益対象になるかと思うんですね、この人たちの管理という場合には、そうすると免責が出てきたりとか、今回の庁舎の移転の問題のように、何かあったときには、やっぱり自分たちを守る方向に走るとというのが人の心理かと思いますし、業務方針だと思います。そうした場合に、教育委員会としては、この水泳指導中に起きた事故であったりだとか、例えば、これは故意に子どもが走ったりとか、飛び込んだりしたから起きたんだというふうに言われたならば、そういう場合には、保険が活用されないとかっていうことも、なきにしもあらずかなというふうに思うんですね。そういう場合に、やはり、教育委員会側でも、子どもを守るための保険の検討というのはされるべきかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（宗像）玉川委員。玉川委員、先ほど私のほうからその件について、教育委員会にしっかりとやるように、僕、申し上げてますので、すみませんが、その質問については、再度繰り返しになりますから。はい、玉川委員。

○委員（玉川）最後に、今回、南小のプールを選んでるんですけども、この表を見ると、西小のほうが悪化されて、老朽化されているんですけども、南小のほうを選択した理

由について、御説明をお願いします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）海田南と海田西の選択ということで2点理由がありまして、まず一つ目はですね、海田南小学校の現状として、配管の老朽化があつて、現在もう水漏れをしている箇所が明確に分かっているというところがございます。その部分については、実施できないかもしれないという危険性がありますので、選択をしたところがございます。それから、民間委託をする際にですね、学校規模というのが非常に問題になってきます。大規模校で受入れていただくことが可能であれば、小規模校の海田西小学校も可能であるというふうな判断のもとで、先に大きいほうを選んでおります。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。久留島委員。

○委員（久留島）31ページになるんですが、コンサートが新しくまた追加になるようですが、海田町に優れた芸術を提供できる機会を増やすと。また、織田幹雄スクエアのホールを活用するということで、音楽もですが、演劇ですね、舞台演劇もまた、これに追加していただいたら、子どもの情操教育にもなるし、今のところは、大阪と東京ぐらいですね、ほとんど、演劇なんかが、子どもさんが見られる。また海田町の場合は、老人会にしても、演劇なんかは生涯見たことがない人がたくさんおられるんですよ。そういう点で、せっかく織田幹雄スクエアができたんだから、町内の方にも、是非、寿命がある間に、演劇を鑑賞していただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（宗像）生涯学習課長。

○魅力づくり推進課長（中下）すいません、今回につきましてはこういう、音楽いう形で特化させていただいてます。これにつきましては、先ほど説明させていただきましたけど、出演者の謝金とか、コーディネーターの謝金とか、かなりの大きいところを一般財団法人のほうが負担をしていただきます。そういうことで、かなり安価なもので効果を出せるということで、今回これを採用させていただいたものでございます。今言われました久留島委員のことにつきましては、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）すいません。30ページの子どもの予防的支援構築事業に関してなんですけど、内容のところのシステムの機能追加のところに、虐待チェックリストというふうに書いてありますが、先ほどのお答えで聞くとところによると、本人の申出だけに関するのよう聞こえたんですけど、どのようなチェックリストを、どのように活用するのか、

もう少し御説明お願いいたします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）虐待チェックリストにつきましては、ちょっと手元にございせんけども、文部科学省が出している虐待の対応マニュアルがございまして、その中にあるチェックリストをもとにですね、それを機能追加していくというところがございます。それに加えて、申出だけではなくてですね、学校の状況としましては、欠席であったり遅刻であったり、それから、健康診断の中で例えば、虫歯の状況であったりですね、いろいろな観点で、家庭の中でのネグレクト等のくみ取りもできるということで、情報共有をしていくものでございます。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）これについては、例えば学校の教職員が見た、汚れであったりだとか、あざであったりとか、学校側が察知したものについて入力するのかな、そういうシステムもあるということよろしいですか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）日常の観察による事象も記入できるように特記事項欄がありますので、それで観察をしてまいります。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

続いて、予算書の審議に移ります。審査の進め方ですが、基本的に各資料のページごとに審査を行いますが、細節の中で担当課が異なったりページが飛んだりする場合があります。ページをお示ししますのでよろしくお願いいたします。では、資料 27、一般会計予算説明書を御用意ください。歳入からです。まず、8 ページ、9 ページをお開きください。下段 4 目、教育費負担金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、10、11 ページ。下段 6 目、教育施設使用料です。次のページも含みます。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて飛びまして、18、19 ページ。中段 7 目、教育費国庫補助金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、飛びまして、24、25 ページ。中段 5 目、教育費補助金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、一つ飛びまして、28、29 ページに進みます。下段 1 目、弁償金と、2 目、雑入の細節 4 番、7 番、9 番、10 番です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページの 30、31 ページ、細節 23、30、33、35、40 です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次の次、飛びまして、34、35 ページです。上段 5 目、教育債です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。以上で歳入を終わります。続いて歳出を行います。飛びまして、78、79 ページをお開きください。統計調査費、細節 5 番、学校基本調査事業です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、飛びまして、190、191 ページ、全てです。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、192、193 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、194、195 ページ、全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて次のページ、196、197 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、198、199 ページです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）小学校の特別支援教育事業のところなんですけれども、特別支援学級介助員、看護師というふうに書いてありますが、ここについては、この特別支援学級介助員の中には、心理職のほうも入っているんでしょうか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）採用条件には入れておりません。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、200、201 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。次のページの 202、203 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて次のページ、204、205 ページです。全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、206、207 ページです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）コンピューター使用料が上がってるんですけど、セキュリティ対策についてはここに入っているものなんですか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）入っております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて次のページ、208、209 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、210、211 ページです。

質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、212、213 ページです。

質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）中学の I C T の推進員の報酬なんですけれども、学校によっては、教科を持ってる先生が兼業してる場合もあるんですけども、海田町では兼業でこの I C T 促進職員を雇うのか、それとも、専業か兼業かについて御説明をお願いします。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）教職員が兼業ではなくて、専門の職員を 2 名配置しております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて次のページ、214、215 ページ、全てです。

質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、216、217 ページです。質疑があれば許します。富永委員。

○委員（富永）4 番の 20 歳のつどい事業ですけれども、これ、成人式とは別に、具体的にどんなことをする事業なんでしょうか。

○委員長（宗像）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）これにつきましては、今のところ現状と同じような形を考えてます。ただ、民法の改正によりまして、成人というのが 18 歳に下げられるということで、同じ名称が使えませんので、今こういう形で仮称という形で上げさせていただいてるものでございます。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）ということは、18 歳に引き下がっても 18 歳の成人式っていうことはやらないということよろしいでしょうか。

○委員長（宗像）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）そのとおりでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、218、219 ページ、全てです。

質疑があれば許します。兼山委員。

○委員（兼山）219 ですね。織田幹雄スクエアの管理運営事業で、光熱水費が 458 万 7,000 円となってるんですけど、次のページと見てあれですけど、東公民館の 2 倍になっております。で、恐らくですが、施設の利用量が多いからかなと、一応想定はしてるんですけど、あそこの織田スクエア、ホワイエってところが、何かあって、憩いの場というところがあってですね、夏に行くと、もう灼熱地獄になっておりまして、冬は極寒のような感じになって、その関係で、あえて、エアコンの能力を最大限上げて、空調管理するからこういう数字になってるのかどうか、そこら辺について、この数字は、どのような根拠で予算になってるかを教えてください。

○委員長（宗像）海田公民館長。

○海田公民館長（小谷）ただいまの御質問でございますけれども、光熱水費については、前年度の使用実績を参考にしまして、計算をして算出しております。まだコロナ禍で、閉館休館を繰り返しておりまして、本当の意味での前年度の実績というのが難しい中ではございますけれども、いろんな要素を加味しながら、昨年度の数字を参考にして出しております。で、今おっしゃられたホワイエというところなんですけれども、今、運用上ホワイエというふうに呼んで使っておりますのが、1 階の入口を入っていただいてソファーとかそういったものを置いているところです。あそこについては、空調がついておりますので。はい。ただ、2 階それから 3 階のですね、廊下については、空調の設備がございませんので、特に、夏、西日があたる時期には少し温度が上がるのは承知しております。それで、ブラインドを下げたり、あと扉を開放したりして、熱をできるだけ逃がすような工夫はしておりますけれども、ちょっと運用上、ちょっと初めて体感できたようなことがありますので、ちょっとそこを、空気をどのように動かしたらいいとか、ちょっと工夫はしてやってまいります。

○委員長（宗像）兼山委員。

○委員（兼山）確認というと、この光熱水費は、織田幹雄スクエアは、この金額がかかる実績があるから今年もこの数字だということによろしいんですね。

○委員長（宗像）海田公民館長。

○海田公民館長（小谷）はい、実績のほうで計算をさせていただいております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて次のページ、220、221 ページです。全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、222、223 ページです。全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、224、225 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、226、227 ページです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）すいません、ちょっと私のほうの勉強不足なので教えていただきたいんですけども、青少年育成事業の中の青少年育成海田町民会議事業補助金というのがあるんですけども、これは、こども議会とはまた違うものでよろしいんですかね。その内容を教えていただいてもよろしいですか。

○委員長（宗像）生涯学習課長。

○生涯学習課長（中下）これは子ども議会とは違うものでございます。皆さんのほうが御存じだとすればチャレンジカードとかやってると思います。そういう事業のほうを行っている団体でございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて次のページ、228、229 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、230、231 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、232、233 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、234、235 ページです。  
全てです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。その他、教育委員会関係で、質疑漏れ、全般に関  
わる問題があれば発言を許します。小田委員。

○委員（小田）すいません、歳入の9ページ。教育費負担金、広島市学齢児童事務委託負  
担金ですが、これ、何名ぐらいを想定して、この金額計上されていますでしょうか。

○委員長（宗像）教育次長。

○教育次長（森山）令和4年度36名を予定しております。

○委員長（宗像）ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。以上で教育委員会関係の審査  
を終わります。ここで、執行部入替えがございますので、暫時休憩をします。再開は、  
準備が整い次第、すぐに再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○委員長（宗像）休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、第20号議案、令和4年度海田町国民健康保険特別会計予算を議題といた
します。資料29でございます。まずは歳入から始めます。4ページ、5ページをお開
きください。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。6ページ、7ページでございます。質疑があれば
許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。8ページ、9ページでございます。質疑があれば
許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。10ページ、11ページでございます。質疑があれば
許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）次に、歳出に移ります。12 ページ、13 ページ。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、14 ページ、15 ページです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）8 番の特別旅費、通勤に係る費用弁償というのは、これはどんなことについて使われるのか、御説明お願いいたします。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）こちらにつきましては、会計年度任用職員さんの通勤の費用弁償をお支払いするものです。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。次のページ、16、17 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、18、19 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、20、21 ページです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）出産育児一時金なんですけども、大体、何名ぐらいを見込んでいらっしゃるんでしょうか。

○委員長（宗像）住民課長。

○住民課長（近森）24 人、24 件を予定しております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、22、23 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、24、25 ページです。質疑があれば許します。兼山委員。

○委員（兼山）傷病手当金ですけど、確認なんですけど、これは、当初予算ベースで昨年度のほう、計上されているという感じでよろしいでしょうか。

○委員長（宗像）住民課長。

○住民課長（近森）はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（宗像）質疑ありませんか、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、26、27 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、28、29 ページです。質疑があれば許します。石橋委員。

○委員（石橋）2 の後期高齢者支援金等分のところなんですけれども、いきいきポイント支給金額もこの中に入っているんでしょうか。

○委員長（宗像）何ページを質問されてるんでしょうか。

○委員（石橋）28 ページです。

○委員長（宗像）住民課長。

○住民課長（近森）いきいきポイントの関係はこの予算には入りません。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、30、31 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、32、33 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、34、35 ページです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）健康づくり事業の中の講師謝礼というのがあるんですけども、どんな内容を何回ぐらいやられる御予定でしょうか。

○委員長（宗像）住民課長。

○住民課長（近森）これにつきましては、糖尿病予防教室とエクササイズテンの中で、まず、糖尿予防教室につきましては、運動講師としての報酬、それと管理栄養士に対する報酬、それとエクササイズに関しましては、先ほどと同じように運動講師に対する報酬ということになります。糖尿病予防講習につきましては4回、エクササイズにつきましては10回を予定しております。

○委員長（宗像）よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、36、37 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、38、39 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、40、41 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、42、43 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、44、45 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

○委員長（宗像）続きまして、第21号議案、令和4年度海田町介護保険特別会計予算を議題とします。まず、主な新規・拡充事業について執行部より説明を求めます。長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、継続事業としまして、高齢者いきいき活動ポイント事業について御説明いたします。資料35の34ページをお願いいたします。1の目的等でございますが、高齢者が参加する介護予防活動や地域活動に対してポイントを付与し、

貯めたポイントに応じて奨励金を支給することで、健康寿命の延伸、高齢者の介護予防及び社会参加を推進することを目的とした事業で、令和3年度、令和4年1月から事業を開始し、令和4年度は奨励金の支給を開始するものでございます。2の事業の概要でございますが、対象者は海田町在住の65歳以上の方で、ポイント付与期間は1月1日から12月31日までの1年間でございます。次に、対象となる活動等につきましては、健康づくり・介護予防・社会参加に取り組む活動や健康診査等の受診、次のページの、地域の支え手となる活動などでございます。（7）の奨励金につきましては、1ポイント100円で、1人100ポイント、1万円まででございます。3の予算額は2,515万円でございます。36ページの4のスケジュールでございます。4のスケジュールでございますが、（1）は、令和4年分で、奨励金の支給は、令和5年2月から5月末までに行うものでございます。（2）は、令和5年分で、令和4年度には、今年度同様に12月からポイント手帳を交付し、令和5年1月から12月までの1年間が活動期間となります。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）ポイントを付与するときのルール作りっていうのが、全協のときで問題になったかと思うんですけども、誰が管理をして、誰が押すかみたいなことですね。そのルール作りについては、しっかりしたものができ上がっているんでしょうか。その辺の詳しい御説明お願いいたします。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）団体登録をされている団体に向けまして、マニュアルをお配りしております。スタンプ等の管理責任者についても、ルール作りをしまして、お示ししております。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）もう一つ、認知カフェのスタッフとしての活動というのがあるんですけども、ここについては、今、これからどれぐらいの人数が見込まれるというふうにお考えでしょうか。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）認知症カフェ自体が、まだ二つしかございませんので、たくさんの人数は見込んでおりませんが、認知症カフェ等もですね、もっと増えるように取組を

してまいりたいと考えております。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）ということは、まだまだ啓発のほうができてないのかなというふうに思うんですね。で、箇所も2か所ということで、今後啓発等についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）今後も、引き続き、啓発に努めてまいります。

○委員（宗像）ほかに質疑ございますか。佐中委員。

○委員（佐中）内容については、何回も説明受けましたからよく分かっているつもりですが、私が言いたいのは、この対象者より弱者、そこが一番ね、認知症を防いだり、あるいは、家に閉じこもっている、この人たちが、少しでも体力を増強しようと思って、家から杖をついて出る、あるいは押し車を押して出る、この人ら弱者を救うそういうポイント制度を改善していかなかったら、これは、早く言うたら、元気な人だけが、65歳以上が対象で、複数の人が、正副の責任者でやっていく。それ以外に、私が言いたいのは、夫婦でお互いが支え合って、杖をつきながら近所を廻ったり、あるいは、一人でウォーキングをしたりしておるところを、複数で、正副の責任者で、これを認めるということになってますが、そこを改善する方法、いろいろ、まあ、その話で、これまで聞いてるのは、広島市と府中町と海田町が共通しとるから、それに合わせておる。検討段階、する余地があるという、そういう話まで聞いてますが、一番弱い人を、本当に、家に閉じこもっとるんじゃないじゃなくて、助けてあげる、それが活力のもとになるようなポイント制度にしなければ、効果があんまりないというように、全くないわけではないんですが、そういう、私は、思いを持っておるんですけれども、このポイント制度、ちょっと不十分なところがあると思うんですが、その改善はどうか、お尋ねします。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）お一人でのウォーキング等につきましては、原則はお示ししておりますし、その地域の中で、皆さんで、客観的に、活動が認められるっていうことであれば、そこをきっちりと確認しながらスタンプを押していただけるものと考えております。

○委員長（宗像）佐中委員、事業と少しかけ離れる可能性があるんで、その辺は気をつけて質疑をお願いいたします。佐中委員。

○委員（佐中）はい、いや、問題を指摘するのに、委員長がそんなことを言いよったんでは、発言ができませんじゃないですか。一番問題のところを、私が指摘しとるのに、一番ね、弱い人を、ポイント制度で効果を上げる。そのきっかけになることを検討する段階ではないかなというように、私は思うんです。今のような、複数の人がそのままとまってやとることは異議なしで、全部こう印鑑を押してますが、そこに出られない人を助けてあげる。あるいは、それが引きがねになって、もっともっとう、体力づくりであるとか、あるいは認知症の防止になるとか、そこが一番大事なところじゃないんですか。この制度そのもの、悪いことはないですよ。もっともっとうそこを対象にしてね、検討すること自体、これが一番重要ではないかなという、そのことを聞いておるんですが、今、答弁があったのは、地域でいうて、じゃあその地域、ポイントの手帳ですよ、これ、じゃ、その人に渡っておるのかどうか。あるいは自治会長が、あるいは、老人会長、そこらが中心になってますが、そこを把握しとるのかどうか。それで、その印鑑をついてあげるのかどうか。そこら辺の徹底はどうなっとるのか、お尋ねします。

○委員長（宗像）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）この1月から開始をさせていただいておりますいきいき活動ポイントでございますが、昨年の10月ぐらいから皆様にお知らせをさせていただいて、自治会単位や各団体単位で御登録、御申請をいただいて、1月から開始をしたところです。また利用の状況がまだ、私どものほうにはまだちょっと入っていない状況で、委員御指摘のところですね、弱い方に対しての支援ができていないところの部分につきましては、例えば、おひとり暮らしの方がどのようにしてウォーキングするとかっていうのは、確かに課題かとは思いますが。ただ、この制度自体が、まず、自分一人でポイントの手帳を押せるかっていうところは、この制度自体にはちょっと問題が、難しいところがあるんです。ただ、この、ただ、ひとり暮らしの方にも積極的に参加していただきたいのは、事務局としても、委員御指摘のとおりとは思っておりますので、この制度だけでなく、ひとり暮らしへの支援というのは地域包括支援センターの活動等を通して、実施していきたいと思っておりますので、まずはこの1月から開始した事業の状況を見ながら、委員御指摘の部分も踏まえまして、課題はこれから出てくると思っております。また府中町や広島市とも連動しておりますので、その実施状況も踏まえまして、これから、効果等は検証していきたいというふうに思っております。

○委員長（宗像）改めて、今こういう意見が出ましたので、それらも踏まえて、今日の。

崎本委員。

○委員（崎本）今言われるのが分かるんよ、これは制度ができたときにやっての、これ制度ができて、コロナでほとんどやってないわけよ。じゃけん、この制度ができて、こういう点もやらないけんちゅうことは、一般質問か、また、全協かなんかで、またその都度、ここはこういうふうに改めないけんちゅうのはこれからのことであっての、まだ実行されてないわけよ。最初これやるときは私が言うたでしようが。ちゃっと責任者を持ってちゃっとせんかったら、不都合があると。まだそれ試してみな分からんのじゃから、コロナでほとんどやってないんじゃからの。だからこれはやってみな分からんのじゃけ、これ、不都合があった場合は、また皆さんで、こういうふうにしたほうがええじゃないかちゅうことを出さないけんわけよ。一応、これはやってみにや分からんのじゃけ。やってみにや分からんのが、コロナでやってないんじゃけえ、公民館の使用でも、20、6日か何ぼに解除になったんじゃけ、来週から使用するようになったんじゃけえね、だから、不都合がいっぱいあるんよ。不都合は不都合で、また何かの機会で、全協か何か、福祉委員会かなんかで、やっぱり追及してやらんにやいけんこといっぱいあるんじゃけえの、そりゃあ、その場でやりましょうや。ほじゃけえ、そのときはよろしく願います。

○委員長（宗像）ということで、それらも含めてしっかりと願います。玉川委員。

○委員（玉川）今、福祉のほうでは、いろんなところと連携したりいろんな事業と連携したりされていると思います。こちらについても、ひきこもり支援の一環にもなっているのかなというふうに、私、理解してるんですけども、その認識でもよろしいでしょうか。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）そのとおりでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、予算書の審議に入ります。資料 30 でございます。資料 30 を御用意願います。まず、保険事業勘定からです。4 ページ、5 ページをお開きください。このページについて質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、6 ページ、7 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、8 ページ、9 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、10 ページ、11 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。今度は、歳出の 12 ページ、13 ページでございます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、14 ページ、15 ページでございます。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、16 ページ、17 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）続いて、次のページ、18 ページ、19 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、20 ページ、21 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、22、23 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、24、25 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、26、27 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、28、29 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、30、31 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、32、33 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、34、35 ページです。質疑があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）包括的支援職員給与費事業というのがあるんですけど、これに関しては、増員されるという意味合いで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（宗像）総務課長。

○総務課長（中村）こちらにつきましては、昨年度までは一般会計に計上しておった職員なんですけれども、国、県の有利な財源が得られるということで、こちらの特別会計に計上させていただいたものでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、36、37 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、38、39 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、40、41 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、42、43 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、44、45 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、46、47 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、48、49 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、50、51 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。

続いて、介護サービス事業勘定に入ります。歳入から、60 ページ、61 ページをお開きください。このページで質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、62、63 ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。以上で介護保険特別会計予算を終わります。

~~~~~○~~~~~

○委員長（宗像）続きまして、第 22 号議案、令和 4 年度海田町後期高齢者医療特別会計を議題とします。資料 31 をお出しください。まず歳入です。4 ページ、5 ページをお開きください。質疑があれば許します。佐中委員。

○委員（佐中）後期高齢者の制度が 10 月から 2 割負担というのが、この予算の中に入っているのかどうか。それによって予算額が違ってくる。一問一答ですか、じゃあ、それ聞きます。予算額に入ってるのかどうか。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）反映されております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）そうするとですね、予算特別委員会、資料をもらった、高齢者の数字が、75歳以上が3,790人、これ2割負担、何人おるのか。大体、概略、何人になるのか、お尋ねします。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）2割の負担になる方が、972名の予定です。972名です。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）そうするとですね、後期高齢者の均等割と所得割でマイナスになつとるんですね。けども、予算上はそうかもしれません。予算上はそうかもしれませんが、後期高齢者の仕組み、全体の数字の半分は、国が25パーセント、それから、町と県が25パーセントで、50パーセントは公費負担、あと40パーセントは、支払基金であるとか、共済であるとか、若者支援であるとか、これなんですね。あと1割がここにあるんで、全体の会計は、マイナスになることが大体想像できるんです。それは、1人当たりの大体概算が100万円、予算を想定して、特別会計で、後期高齢者で組んでおる、九十何万か知りませんが、大体そのぐらいです。そうすると、全体の数字から見ればマイナスになるんですが、後期高齢者の対象者が医療費としてお医者にかかった場合、あるいは治療する場合に、負担がものすごい大きくなるんですよね。私は、ある病気で、3割負担なんです。1回行ったら、8,500円取られた。今度は2割が入ってくる。1割と3割の中に、2割が入ってくる。今言われた970名、これは3,790人のうちの20パーセント入ってくると、これだけになる。全体の後期高齢者の予算が、予算上は少なくとも済むが、個人が支払いする、患者、これが大きくなるんですよね。この制度そのものが、非常に、今回、悪くなってきているし、また、限度額が2万円上がってくる。この問題について、長寿かあるいは福祉保健部で、本当は、保険の役割の精神から外れていっている、この問題については、この予算上から見てどう思っているのか、お尋ねします。

○委員長（宗像）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）今回の見直しの背景には、委員御指摘の部分もございしますが、2022年度以降、団塊の世代が75歳以上になり始めるということで、医療費の増大が見込まれております。その中で、後期高齢者医療のうち、委員言われたところですが、窓口負担を除いて、約4割が現役世代の負担となっております。そちらの今後の拡大も見込ま

れる中で、国として、方向性として、現役世代の負担を抑え国民皆保険の未来につないでいくということで、一定程度、所得のある方に2割をお願いするという制度になっております。財政運営としては、この大きな仕組みは変わらないというふうには考えておりますが、当面の間、その2割で御負担が増える方につきましては、窓口負担を抑えて、経過措置が設けられております。限度額のところでいうと、今後ちょっと、そこら辺のちょっと、私のほうが資料を持ってませんが、上がるという情報はちょっと今手元にはないんですけれども、その辺りを踏まえまして、皆様方には、これまでも御説明させていただきました健康づくりであるとか健診等もしっかりと受けていただきながら、健康でこの地域で暮らしていただけるためには医療は欠かせないというふうにも考えておりますので、その辺りを総合的に取り組むことで、今回の10月からの部分は、約900人程度の方に御負担はお願いするところではございますが、しっかりと丁寧に、総合的に、相談もとれるように体制を組んでまいりたいと考えております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）広島県が、激変緩和という形で基金を100億から90億、ここに投入してですね、努力してるのも分かるんですよ。分かるけど、制度そのものが改悪されて、個人負担がものすごく増える。ここの問題をやっぱり解決せんかったら、いつまで経っても良うならんし、毎年、標準、減額は、8.5パーセントが最高あったんですが、今、7割、5割、3割、これの、減額しか、標準減額ですよ、しかなくなってしまったと。ますます、この弱い人も、幾ら下がったとしても、負担がかかる仕組みになって、基金がなかったら、広島県はどれだけ投入してくれるか分かりませんが、どんどんこう改悪をされていって、非常に悪くなっておる。皆さんも知っとなんかどうかわかりませんが、1984年頃は、65歳以上は、お年寄りの医療費は無料だったんですよ、全部。介護もなければ老人保険もなければ、後期高齢者もなかった。消費税を取りだして、ますます悪くなってきたのが今の現状なんですよ。だから、消費税を上げて、さっきの1割、仕組みの中の1割、法律で決まっていますから、どうしてもそれが、消費税が上がろうと上がるまいが、個人にかかるようになってくる。そこに投入するのは、法令、高額医療費の負担だけが、その1割の中に入ってくる。それしかないんですよ。私としたら、75歳以上、年齢で区分けをすること自体が大きな間違いでもあったし、そのことによって負担がものすごいかかってくることになるんですね。まあ平均したら、減額はなっちはおるんですけれども、仕組みそのものが、個人が病院に行ったら支払いが大きくなってきてる。

保険料も払いながら、窓口で支払いを、対象が、なってくる。こういう制度で今回の予算出されておりますが、非常に、私は、不満でもあるし、町民感情から見ても、本当に行政は何をしとるか、議会は何をしとるかという指摘がされると思うんですよ。その問題について、解決する方法、どう考えておるのか、一般質問に近いような格好になりましたが、お願いします。

○委員長（宗像）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）医療制度全般のお話と思います。本町としてできることをしっかりと取り組むことが、今の役割と考えております。現制度については、国においてしっかりと議論された上で実施されるものと考えておりますので、本町でやるべきことをしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）この1割と3割、今、現状あるんですが、2割負担をするという、この条例は、あるのかないのか。広島県の条例で全部、後期高齢者が決まっていくのかどうか。海田町で作るのか作らんのかをお尋ねします。長寿保健課長。

○長寿保険課長（岩本）町では定めません。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、6ページ、7ページ。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。8ページ、9ページ。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、10ページ、11ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、次のページ、12、13ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）続きまして、次のページ、14ページ、15ページです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。その他、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算全体で質疑漏れ等があれば許します。玉川委員。

○委員（玉川）すみません。資料 30 の介護保険特別会計のところで、19 ページ、趣旨の普及事業というのをされるということで、消耗品費として上げられているんですけども、多分、いろいろなこういう制度についてのお知らせかなあと思うんですけども、どういうことを想定されているのか。御説明をお願いいたします。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）保険証利用のしおりというパンフレットを購入するものでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。兼山委員。

○委員（兼山）資料 30 の 7 ページで、保険者機能強化推進交付金と介護保険者努力支援交付金なんですけど、これは、厚生労働省が定めた、一体型として考えている交付金だということで、そう考えると、金額的には 400 万と 380 万なんですけど、どこもその割合で交付されるようなものなんでしょうか。一体型だから、同じ金額かなと思って自分は考えてはおるんですけど、割合的にはこういう金額の交付金の割合なんでしょうか。一体型と考えてという国の方針なんですけど、どうでしょうか。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それぞれの市町の取組によって評価されて決まるものでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。大江委員。

○委員（大江）葬祭費支給事業ですけども、これは今 1 人当たり、幾らの支給で、何人ぐらの予定をされてますか。

○委員長（宗像）住民課長。

○住民課長（近森）1 人当たり 3 万円で、36 件を予定しております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。大江委員。

○委員（大江）資料 30 ページの 41、高齢者いきいき活動ポイント事業の奨励金が、2,183 万となっておりますが、これは、それぞれ 1 人 1 万円の計上でされてるんでしょうか。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）そのとおりでございます。

○委員長（宗像）大江委員。

○委員（大江）中には中途半端な方もおられると思うんですけども、じゃあ、手帳交付は今何名ぐらいされてますか。

○委員長（宗像）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）2月25日の時点でございますが2,240名です。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。以上で、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計予算の審査を終わります。ここで執行部の入替えがございますので、暫時休憩します。再開は、11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（宗像）。休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、公共下水道特別会計の審査を行います。それでは、19号議案、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。まず、主な新規・拡充事業について、執行部より説明を求めます。上下水道課長。説明は着座にて行ってください。

○上下水道課長（木村）はい、それでは着座にて御説明をさせていただきます。資料35の32ページをお願いいたします。はい。それでは、雨水管理総合計画策定について御説明をさせていただきます。1、目的、下水道による浸水対策はこれまで事後対応を中心に整備を進めてまいりました。事前防災・減災、選択と集中等の観点から、浸水リスクを評価し、優先度の高い地域を中心に、きめ細やかな目標水準を設定して、計画的な浸水対策を実施する必要があるため、施設整備の方針を定めるものです。事業の内容としましては、雨水管理方針と段階的な対策計画の策定です。3、計画の概要図になります。これまでは、図の左側のようにですね、区域全体を一律の計画降水量で、計画のほうを検討してまいりましたが、これからは雨水管理総合計画によって、区域ごとに、きめ細やかな、降雨強度、整備水準を定めまして、その上で優先順位等を定めていくというイメージになります。続きまして、4、予算額4,000万円です。5、特定財源、こちらにつきましては、記載のとおり交付金が50パーセント、その残りが起債の対象とな

ります。6、今後の整備方針ですが、策定する計画に基づきまして雨水整備工事を計画的に実施し、浸水被害の軽減を図るものでございます。続きまして、33 ページ、瀬野川左岸排水区昭和雨水幹線整備についてです。1、目的、市街地における雨水排水による浸水等の被害防止、災害に強いまちづくりを推進するため、近年浸水が多発している中分区昭和幹線、曙町、昭和中町の雨水幹線整備を行うものです。2、事業の内容といたしましては、開削工によりまして、直径 1,000 ミリの管を延長 60 メートル布設するものです。3の計画図面につきましては、今回全体の計画は赤い点線と実線部分を含めた全長になります。令和4年度につきましては、赤の実線部分の 60 メートルを施工する予定としております。4、予算額、5,000 万円です。全体の事業費といたしましては約 1 億 3,000 万円を想定しておりまして、令和4年度から6年度の3か年で実施する予定としております。5、特定財源、こちらにつきましても記載のとおりですが、対象事業費の半分 50 パーセントが交付金で、その残りが起債の対象となります。最後6、今後の整備内容ですが、開削工事として直径 1,000 ミリの管が、あと 84 メートル、同じく開削で直径 800 ミリの管が 12 メートル、最後、開削工でボックスですね、800 掛け 600 のボックスが 6 メートルという内容になっております。以上で説明を終わります。

○委員長（宗像）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田委員。

○委員（多田）雨水管理総合計画についてですが、優先度の高い地域を中心にと書いてありますが、取りあえずこの調査については、全町的にした上で、その中で優先地域を決めるのか、若しくは、先に優先地域を決めてそこを調査するのか、そこをお聞きします。

○委員長（宗像）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）町全域をまずベースにスタートしてそこから優先地区を絞り込んでいくという流れになります。

○委員長（宗像）崎本委員。

○委員（崎本）この策定業務 4,000 万とあるんじゃろ、これ、最初海田町がこういうことを策定するというて、根本的な目的いうか、それは海田町でどのように思っておられるか。

○委員長（宗像）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）これまでは、実際に被害が起こったところを、優先順位を上げて整備をするという形をとってまいりましたが、これからは、事前にそういった浸水シミュレーションという形で、こういった地域がこういった形で浸水をしていくか、その優

先順位、被害想定額等々を踏まえまして、優先順位の高いところを、対外的にですね、皆さんに説明できるような形で、順番と整備の内容というのをお示しした上で計画的な整備を進めていくと考えておるものでございます。

○委員長（宗像） 崎本委員。

○委員（崎本） 大体方向は分かりましたが、議会でも分かるような説明は、いつ頃考えておられますか。

○委員長（宗像） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村） この計画の策定に当たりまして、ちょっとまだ具体的なスケジュールというのは、受注業者等が決まっておりますので申し上げられませんが、その段階において、必要に応じて、常任委員会等で、経過報告なり御意見を伺う場を設けるのか、それとも素案ができた段階で御説明をさせていただくのか、それらも踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（宗像） 崎本委員。

○委員（崎本） 予算を執行するに当たり、これ、業者が決まる前に、1回、今の建設委員会か、あれでもいいから、こういう素案でやりますちゅうことをはっきりと目的を示してもらわなかったら分からないから、それがいつ頃か、ちょっと明確に答弁、できたらお願いします。できんかったらあれじゃが。

○委員長（宗像） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村） 業者が決まる前ということになりますと、町がこの計画をどのような方法で策定していくかという、要は発注にかける仕様書の内容については御説明が可能かと思うんですけども、実際に業者のほうが決まりまして、具体的などという方法でやっていくかというのは、ちょっと、業者が決まらなと何ともお答えができないところがございますので、その辺につきましては常任委員会でどのような形で説明をさせていただくか、いずれにしましても、年度当初に工事の発注計画等を御説明する機会がございますので、その中でどのような形でさせていただくかというのは、委員長等に御相談をさせていただいてですね、検討して行いたいと思います。

○委員長（宗像） ほかに質疑ございますか。玉川委員。

○委員（玉川） 瀬野川の左岸排水整備。33 ページです。ここについては庁舎の移転等の地域ともかぶっているかと思っておりますので、すごく大切な工事かなというふうに思うんですけども、この工事をやることで、この令和3年7月の浸水状況というふうに書いてあ

るんですけど、この程度のものについては、この程度というか、この時期ぐらいの浸水に対しては、ほぼ対策できるということによろしいのでしょうか。

○委員長（宗像）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）こちらのほうは公共下水道事業で整備してまいりますので、降雨強度というのがちょっと決まっております。それが7年に1回の確率という強度になるんですけども、そちらに対しては、排水が可能な能力を有するんですけども、それを超える豪雨の場合にはですね、やはり浸水のほうは起こってまいりますんですが、整備することによってそういった浸水状況の軽減は図っていけるというふうに考えております。

○委員長（宗像）玉川委員。

○委員（玉川）もう一つなんですけども、やっぱり、工事するのに、ある程度の期間というのは通行止めになったりするのでしょうか。

○委員長（宗像）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）今回の工事につきましては、最下流のほうは、ひまわり通りを横断する形になります。来年度は県道矢野海田線の歩道部分を整備する予定なんですけれども、申し訳ないんですが、工事期間中については、通行人の安全を確保するために、必要に応じて、通行止めをして、迂回路のほうを御準備させていただく想定をしております。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。石橋委員。

○委員（石橋）3番の計画概要図を見ますと、5分の1というところは、5年間というふうに書いてあるんですが、これからのところは、10とか5とか、絵図を見ますと、10分の1とか、こういうふうに、年度を書いてあるのは10年間という意味でしょうか。

○委員長（宗像）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）こちらの絵の10分の1とか5分の1というのは、雨の降る強さを表す数字になるんですけども、意味合いといたしましては、10分の1というのは、10年間に1度程度降る強い雨、5分の1というのは5年間に1度降る強い雨ということで、下の分母の数字が大きくなればなるほど強い雨が降るという意味合いになっておるのでございます。したがって今回の計画につきましては、一律同じ強さの雨に対して想定するのではなくって、そういった重要施設があるところについては強い雨でも耐えられるような計画、それ以外のところについては、地域地域の状況に応じた整備水準

を設けていくという考えでございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。質疑を終結します。続いて、予算書の審議に入ります。資料 28 をご準備ください。まず歳入からです。4 ページ、5 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、6 ページ、7 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、歳出でございます。8 ページ、9 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、10 ページ、11 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、12 ページ、13 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、14 ページ、15 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、16、17 ページです。質疑があれば許します。石橋委員。

○委員（石橋）下水道事業費なんですけれども、公共下水道整備費がですね、前年度から比較しますと減ってきているんですけれども、公共下水道は整備されてきているということでしょうか。

○委員長（宗像）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）公共下水道の昨年度末時点の整備率は 98 パーセントに達しておりまして、今現在その整備が残っておる箇所というのがもう限られてきておりますので、

来年度につきましては、大きな面的にですね、下水道の整備をするという箇所がちょっとない状況でございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。佐中委員。

○委員（佐中）整備率を聞こうと思うたけども、今言われたんで、分かりました。この中で、未接続世帯ですよね、何パーセント、あるいは何世帯、1万2,000世帯ぐらいあるんですが、世帯数で言うてもろうたほうが、よう分かるかもわからん、合わせて、パーセントで言うてもろうたほうがなおよう分かります。

○委員長（宗像）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）パーセンテージでいきますと、先ほど申し上げた98の反対なんで2パーセント程度なんですけれども、世帯数といたしましては、ちょっと12月末時点で、ちょっと前になるんですけれども、約全体で520程度でございます。

○委員長（宗像）佐中委員。

○委員（佐中）基本的には3年間で接続するというのが、私、頭にあるんですが、この指導、話に聞くと、いろんな批判的な話があって、借家の中で、アパートで、金かかるから新しく建替えるまで待つとかね、というようなのがあって、接続していないところがあるんですけれども、一番古いので、どのぐらいなんですか。もうこれやりだして30年ぐらいになりますけれども、まだそれを放置しておくこと自体が、行政指導が怠慢ではないかなあというように感じるんです。下水道の受益者負担をしながら、負担をさせながら、地域のそういう人たちの環境を整えるというのが、今の受益者負担の目的で、もちろん、公共下水道の中でも、どういうんですか、雨水と汚水があるわけですから、そこら辺はどうなっとるのかお尋ねします。

○委員長（宗像）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）まず先ほど申し上げました520世帯というのは町全域で、まだ供用開始区域といって下水道管が整備されていない区域も含めてちょっと挙げさせていただいておるんですけれども、そのうち、供用開始区域内にあるのが約390世帯でございます。で、毎年、上下水道課のほうからまだ接続いただけてない世帯には御連絡をさせていただいて、接続をしていただくようお願いをしとるところなんですけれども、今委員がおっしゃられたように、最長何年、つなげられる状態になってまだつないでない世帯で一番長いのがどれぐらいかという御質問なんですけれども、申し訳ないんですが、そちらについてちょっと、すぐに分かりかねますので、申し訳ないです。で、毎年、そ

のような形で、啓発文書を送付させていただきまして、効果としては、令和2年度でいきますと、4パーセント程度接続をしていただいたという形で、毎年毎年そういった接続の努力のほうはさせていただいておる状況でございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。玉川委員。

○委員（玉川）今の続きなんですけど、接続されるのを拒否してるのではなくて、例えば業者が見つからないとか、そういうような御相談とかはあるんでしょうか。

○委員長（宗像）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）業者が見つからないという御相談は、実はないです。どちらかといいますと、もう建物が古いので建て替えたときにつなぎたいとかですね、そういった形でお問合せはある状況でございます。

○委員長（宗像）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、18、19 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、次のページ、20、21 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、その他、公共下水道事業特別会計予算全体で質疑漏れがあれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。以上で公共下水道特別会計予算の審査を終わります。

続いて、引き続き、水道事業会計予算の審査を行います。それでは、23号議案、令和4年度海田町水道事業会計予算を議題とします。資料33をお出してください。まず、収益的収入からです。6ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、収益的支出です。8ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続きまして、9 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）続きまして、10 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。続いて、11 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）続いて、12 ページです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。

続いて、資本的収入及び支出です。13 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。14 ページ。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。その他、水道事業会計予算全体で質疑漏れ等などがあれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。これにて、水道事業会計予算の審査を終わります。この際、暫時休憩します。執行部の方は退席してください。再開は、皆様がおそろい次第直ちに。

~~~~~○~~~~~

○委員長（宗像）休憩前に引き続き、委員会を再開します。これより各議案について、順次採決を行います。

まず、第 11 号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に係る条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 11 号議案につきましては、質疑を終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。第 11 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第 12 号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 12 号議案については、質疑は終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りします。第 12 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第 13 号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 13 号議案については質疑を終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。第 13 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第 14 号議案、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 14 号議案については、質疑は終結しております。討論がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りします。第 14 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 15 号議案、海田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 15 号議案については、質疑は終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りします。第 15 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 16 号議案、海田町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。第 16 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りします。第 16 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 17 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。第 17 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

(「反対討論」と呼ぶ者あり)

○委員長(宗像) 討論があるようでございますので、これから討論を行います。まず、反対討論。佐中委員。

○委員(佐中) 第 17 号議案について、国保の引上げ条例案に反対をいたします。理由は、

令和 30 年度から、国保の制度が変わりました。持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法の一部を改正する法律のもとで、広島県がこの保険者となって運営をしている。都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率ということを中心に掲げておりますけれども、しかし、令和 3 年度は 12 万 5,518 円から令和 4 年度は 5,413 円、基金を取崩して応援をしても、1 人当たり 12 万 9,022 円となり、6,504 円の引上げになる税条例を、この国保の予算に該当して、それを予算計上しとるから反対をいたします。以上、簡単ですが、次、本会議でもやりますのでよろしくお願い致します。

○委員長（宗像）続いて賛成討論を許します。賛成討論のある方。下岡委員。

○委員（下岡）国保の制度改正については既に始まっておることで、令和 6 年度までにやるということで、全県同じ料率にするということで、固定資産税割を廃止して所得割にするとかですね、いうことで現在やっているわけございまして、今更、制度の変更はできないものでありまして、また、激変緩和措置等がですね、何重にもめぐらされているわけございしますので、予定どおりですね、条例改正は賛成いたします。

○委員長（宗像）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立により採決を行います。お諮りします。第 17 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宗像）起立多数と認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 18 号議案、令和 4 年度海田町一般会計予算を採決いたします。第 18 号議案については、質疑は終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

お諮りします。第 18 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されまし

た。

続きまして、第 19 号議案、令和 4 年度海田町公共下水道特別会計予算を採決します。

第 19 号議案については、質疑は終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

お諮りします。第 19 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（宗像）異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 20 号議案、令和 4 年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。第 20 号議案については、質疑は終結しております。討論がございますか。討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を行います。反対討論の方。佐中委員。

○委員（佐中）先ほど条例の改正でも反対をいたしましたが、国保の加入者に対して、非常にこの仕打ちというんか、高額な引上げを行い、あと、令和 4 年度、5 年度、6 年度では、全県統一になるわけですね。応益応能の部分でも、この間聞くと、約 50 対 50、正式には端数がありましたから 49 点何ぼとかいうのがありましたが、いわゆる資産税をなくして、均等割と平等割とこの所得割、これの移行の準備で、海田町も一定程度努力はしております。努力はしておりますが、町民には、すごい負担をかけて、だんだん国保そのものが保険の役割を果たさないような、今の状況で、その予算の編成をしております。もちろんコロナの問題もあったり、いろいろあるんですが、これは国や県の施策で、全部対応しておりますので、医療保険について、国保の引上げに反対を表明して、その予算の会計について反対をいたします。以上です。

○委員長（宗像）続いて、賛成討論を許します。賛成討論ございますか。下岡委員。

○委員（下岡）先ほどの条例のところで申しましたようにですね、既に始まっている制度でございまして、負担の激変緩和に向けてですね、それなりの、町費等も基金から投入されておるわけございまして、令和 6 年度には全県統一保険料になるということで、医療費の高騰をですね、どこでどう負担するかということでは、公正な、保険の予算になっておりますので、賛成いたします。皆さんの御賛同をお願いします。

○委員長（宗像）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立により採決を行います。お諮りします。第 20 号議案は原案のとおり決するに、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宗像）ありがとうございました。起立多数と認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 21 号議案、令和 4 年度海田町介護保険特別会計予算を採決いたします。第 21 号議案につきましては、質疑は終結しております。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りします。第 21 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 22 号議案、令和 4 年度海田町後期高齢者医療特別会計を採決いたします。第 22 号議案については質疑が終結しております。討論はございますか。討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。反対討論の方。佐中委員。

○委員（佐中）反対討論の理由は、75 歳以上の方で、医療、窓口の負担を現在の 1 割と 3 割、これが、2 割を、10 月から含めて、先ほど七百なんぼ、ありましたけれども、非常に医療費が高くて、受診にかかりにくい制度を作って、医療費の抑制を狙った議案です。これはまあ、国や県のそういう指導もあったんでしょうし、しかも、最高限度額は、2 万円引上げて 66 万円になり、この制度ができて、これが平成 20 年に後期高齢者ができましたが、そのときの限度額は 50 万円でした。13、4 年で 16 万円、限度額を引上げております。今回、均等割 611 円と、それから、所得割が 0.17 下げておりますが、先ほどの論議の中で、受診した場合に、保険そのものの料金は安くなっていますが、該当する 2 割の人が負担を大きく求める、こういう内容になっておりますので、全体の医療制度

から見て、賛成することはできません。以上をもって反対討論を終わります。

○委員長（宗像）続いて賛成討論を許します。賛成討論ある方。はい。下岡委員。

○委員（下岡）後期高齢者医療につきましては、今年度から団塊の世代が 75 歳を迎え、これから数年間でですね、大きな膨張が見込まれております。それを誰が負担するかということになりますと、現在の制度では、国、県、町で 5 割、4 割は現役世代で、受益世帯 75 歳以上が 1 割負担ということになっております。非常に公正なものであり、窓口負担についてですね、現在の 1 割負担の方の中から所得の高い方にですね、2 割御負担いただくということは、苦渋の決断ではありますけれどもですね、公平公正な原則からしても妥当なものでありますので、賛成いたします。皆様の御賛同よろしく願いいたします。

○委員長（宗像）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立により採決を行います。お諮りします。第 22 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宗像）起立多数と認め、よって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

○委員長（宗像）続きまして、第 23 号議案、令和 4 年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。第 23 号議案については、質疑は終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りします。第 23 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）異議なしと認めます。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。

この際お諮りいたします。委員会の報告については委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（宗像）異議なしと認めます。よって、委員会報告については委員長一任という

ことにさせていただきます。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会します。皆さんどうもありがとうございました。大変お疲れ様でございました。

午前 11 時 41 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年      月      日

予算審査特別委員会委員長

予算審査特別委員会副委員長